

## 平成31年度八王子市農業委員会第2回総会会議録

- 1 開催年月日 令和元年5月30日 木曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時00分 まで
- 4 出席委員 (20名)

### 農業委員会委員

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 1 番 米 津 元 一   | 2 番 熊 澤 治 彦 |
| 3 番 青 柳 有 希 子 | 4 番 中 西 伸 夫 |
| 5 番 原 島 元 義   | 7 番 小 林 裕 恵 |
| 8 番 菱 山 史 郎   | 9 番 坂 本 真 一 |
| 10 番 田 中 政 博  | 11 番 村 松 徹  |
| 12 番 峰 尾 達 雄  | 13 番 山 田 正  |
| 14 番 門 倉 豊    |             |

### 農地利用最適化推進委員

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 田 中 和 敏 |
| 17 番 内 田 茂   | 18 番 福 田 一 訓 |
| 20 番 町 田 裕 通 | 21 番 石 川 研   |
| 22 番 井 上 正 芳 |              |

- 5 欠席委員 (2名)

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 6 番 有 竹 満 次 | 19 番 三 上 正 治 |
|-------------|--------------|

- 6 事務局職員出席者

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 事務局長 山 崎 光 嘉 | 課 長 音 村 昭 人 |
| 主 査 上 原 裕 之  | 主 査 黒 田 康 雄 |
| 主 事 萩 原 健 太  | 主 事 岩 佐 達 憲 |

平成31年度（2019年度）  
八王子市農業委員会 第2回総会 議題

（令和元年5月30日）

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第5 農地の権利移動許可について
- 第6 調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について
- 第7 特定農地貸付けの承認について

【報告案件】

- 第8 農地の権利取得の届出について
- 第9 農地の使用貸借による権利設定の解約について
- 第10 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長

ただいまから、平成31年度八王子市農業委員会第2回総会を開会します。欠席通告のありました委員を報告します。第6番有竹満次委員、第19番三上正治委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」  
4月1日から4月30日までの届出分（3件）  
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」  
4月1日から4月30日までの届出分（22件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告。  
（2件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。（6件）

議長 報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第5「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第5「農地の権利移動許可について」

使用借人は調布市にある法人。使用貸人は調布市に在住。

申請地は上柚木字十三号にある土地6筆、登記簿地目は畑、山林、現況は畑。面積は6,364㎡。

使用借人の経営地は合計6,364㎡、従事日数は年12か月。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思いますが、本日、担当委員は欠席です。調査報告書を預かっておりますので、事務局から代読願います。

事務局

それでは、ご報告いたします。5月22日、申請地にて事務局とともに、貸主であり借主の代表取締役から聞き取りを行いました。申請地はクリやギンナンなどの果樹栽培が中心ですが、一部では露地野菜が作付けされていました。調布から通うため、ニンジンやカボチャなど比較的手のかからない野菜を選んでいますが、順次果樹に切り替えたいと言っていました。全ての筆が畑として管理されていることを確認しました。調査中に地元の農家が通りかかったので話を伺ったところ、従業員とは挨拶を交わすものの、代表取締役はすれ違っても挨拶ひとつしないので良い印象を持っていないとのことでした。代表取締役としては地元の農家とうまくやっていきたい気持ちがあるものの、なかなか気持ちが伝わらないとこぼしていました。今後もこの場所で農業経営を行っていくのであれば、地域との調和は非常に大切なことだと思います。代表取締役には地域に溶け込む努力を続けるように話しました。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。

農業委員 使用借人の法人は使用貸人が経営する会社なのですか。

事務局 そのとおりです。

農業委員 前身の法人が借り受けていた八王子市内の農地はこのほかにありますか。

事務局 ありません。今回の申請は、前身の法人が借り受けていた農地を全て現在の法人が引き継ぐというものです。

農業委員 代表取締役の年齢はおいくつですか。取締役とはどのような関係ですか。

事務局 代表取締役の年齢は71歳です。取締役は息子です。

議長 他に質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第5については、これを許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。

第6「調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「調整区域内農地の権利の移動を伴う転用の許可について」

譲受人は東中野に在住。譲渡人は小金井市に在住。

申請地は東中野字二号にある土地2筆、登記簿地目は畑、面積は253㎡。

農地の区分は第3種農地。事業計画は自宅敷地の拡張。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

それでは、ご報告いたします。4月11日、事務局、東京都農業振興事務所の農地担当とともに現地調査を実施しました。今回の転用計画は、自宅に隣接する農地を取得し、庭と1台分の駐車スペースを確保しようというものです。申請地は、大半が南向きの緩やかな斜面地で、南の隅にかけて急傾斜となっていました。不耕作地ですが、最低限の

草刈りはされていきました。所有者は現在小金井市に住んでおり、老人ホームで暮らす母の死亡に伴い、昨年相続したそうです。この土地の北は神社に隣接し、6ページの④の写真のとおり、隅に鳥居の片脚が埋設されていきました。今回の転用に当たっては、管理者の了解を得ており、問題はないとのことでした。このほか、7ページの⑤の写真のとおり、この土地の西の一部が家庭菜園に接していますが、この境界が確定していないとのことでした。園芸ポールが越境しているものと思われるが、取得後、譲受人が確定作業を進めるそうです。今回の転用に当たっては、自宅と当該地を隔てているブロックを一部取り壊して行き来できるようにして、花壇を作るそうです。また、南の急斜面を削り段下に車1台分の駐車スペースを確保するそうです。都市計画法の開発許可や、市や都の条例等にも当たらない範囲での転用計画となっています。農地が減るといのは残念なことではありますが、モノレールの駅に近いなど市街地化が進んだ地域でもありますので、今回の転用はやむを得ないのではないかと思います。報告は以上です。

議長

質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを東京都へ送付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、送付することに決定しました。

第7「特定農地貸付けの承認について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「特定農地貸付けの承認について」

申請者について、住所は式分方町。

貸付対象農地は式分方町にある土地8筆、合計2,694㎡。

議 長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それではご報告いたします。5月22日、事務局及び農林課と対象の農地を確認するとともに、申請者とその息子から話を伺いました。申請地は、式分方町の住宅街に隣接しています。農地はすでに一部が貸し農園となっておりますが、去年の生産緑地法の改正により市民農園が開設しやすくなったことを受け、今回の総会で案件が通り次第、正式に農園として開設するそうです。所有者は隣接地に住んでおり、夫が存命のころは夫婦で耕作していました。夫が亡くなり自身も高齢で耕作がきつくなってきていたところ、生産緑地でも農園を開設できることを知り、今回申請することにしたそうです。募集の方法としては、チラシや掲示などを使って募集するとのことでした。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。

農業委員 貸付規定はひな型があって、それを参考に申請者が内容を記入するのですか。

事務局 そのとおりです。

農業委員 全ての区画が利用されるのですか。

事務局 そのように聞いております。

議 長 ほかに質問・意見はありませんか。

農業委員 現在、市民農園のニーズはあるのですか。

事務局 地域によって異なりますが、特に多摩ニュータウン地域や八王子ニュータウン地域は高いです。

農業委員 地域のニーズを捉えて、開設しているということですね。

事務局 そのとおりです。

議 長 他にございませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、承認することに決定しました。

第8「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局  
議長

第8「農地の権利取得の届出について」を報告。(2件)

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。  
第9「農地の使用貸借による権利設定の解約について」を報告します。  
事務局より報告願います。

事務局

第9「農地の使用貸借による権利設定の解約について」を報告。(1件)

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。  
第10「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。  
事務局より報告願います。

事務局

第10「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。(2件)

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。  
以上で、本総会議題の全日程は終了しました。  
ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

第5番 原島 元義 委員

第7番 小林 裕恵 委員

を指名します。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、平成31年度八王子市農業委員会第2回総会を閉会します。

《午後3時00分閉会》